

## 笠置町監査委員告示第 11 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 4 年 12 月 28 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

### 1. 監査を実施した日時等

日 時	令和 4 年 11 月 29 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時 22 分まで
場 所	笠置町役場 2 階 議員控室
欠 席 者	なし
監 査 対 象	①マイナンバーカードについて ②マイナンバーの管理について ③ごみ処理について ④公金の扱い方について ⑤賦課徴収事務について ⑥いこいの館利用に係る社会福祉協議会との契約等について ⑦四季彩祭実行委員会について
収受資料等	なし

## 2. 監査内容

税住民課が所管するマイナンバーカード普及状況及び戸籍システム改修内容について確認するとともに、ごみ処理に伴う相楽東部広域連合との協議内容及び笠置町の今後の考え方、また以前公金紛失案件があったことを踏まえ、公金取り扱いの改善点及び今年度より業務委託を実施する賦課徴収事務について伺うべく、本監査を実施した。

上記と併せて、いこいの館利用に係る社会福祉協議会との契約の現況及び以前の監査において指摘している四季彩祭実行委員会の在り方についての現況も伺うこととした。

## 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

### 【マイナンバーカードについて】

マイナンバーカードの取得率について、11月13日時点において48.76%であり、職員の取得率については、9月末時点で45.3%であると伺っている。マイナンバーカード取得者に対して町独自の5,000円給付事業やニュース等で取り沙汰されている保険証の替わりになるという話もありマイナンバーカードの申請をされる方が増えてきており申請数としては711件ということであった。また、マイナンバーカードの取得率が、交付金の参入基礎に影響を及ぼすことから、現在各地区を税住民課職員が訪問して加入促進を実施していただいているわけであるが、引き続き周知に努められたい。マイナンバーカード作成は当然個人の選択の自由であるわけだが、町民には町内在住の職員もいることから職員としてやはり自分自身が公務に携わっている以上は、強制ではないが協力するという形で周知をして取得促進を図られたい。なお、趣旨・目的を丁寧に職員に伝えることで職員自身が適切な判断をするであろうことから、課長会等を活用した周知を願いたい。

### 【ごみ処理について】

税住民課と相楽東部広域連合との協議としては、ごみ袋の発注や乾電池等の改修に係る日程調整を行っている程度で、分担金やクリーンセンターの維持費、ごみ処理費用等、ほとんどの事務処理については相楽東部広域連合が担っていると伺っている。分担金については、理事者の考えを基に相楽東部広域連合が算式した金額を

町村に示していると同っているが、相楽東部広域連合が決定したことだから口を出さないという意識を持っているのかもしれないがそうではなく、それに対する考え方や見直し案等を機会があれば適宜発言いただきたい。

また、クリーンセンターの取り扱い方及びごみ処理方法については深刻な問題であるが理事者側の一貫した方向性を定める必要があり、いままで以上の議論が必要であると考えます。連合という一つの組織で取り組む問題であり、町単独での対応が困難という事情は察するが、笠置町としての確立した方向性を持った上で問題を先延ばしにするのではなく向き合ってもらいたい。

なお、行政のリーダーシップの取り方や、住民との距離感は今後のごみ処理問題において必要になってくる。笠置町の場合は、キャンプ客が住民よりごみを排出するという懸念があるのであれば、キャンパーまで巻き込んだごみ処理方法を考えて政策立案すれば注目度もあるだろう。自分達は何に注目して他所との違いや、自分達の町を大切にしていける方法をアピールすることに伴う、基礎の部分を作らないことには、財政的な問題とごみ処理を何処に持って行くのかという議論だけでは、恒久的に何処かにお願いしないといけない自治体になってしまう。それは自治体の在り方として弱く、他所で実施している事例を分析して、笠置町で実施できない理由を見つけることができれば、それは実施できる理由を見つけることに繋がると思うので、皆で知恵を出し合っていたいただきたい。

#### **【公金の取り扱いについて】**

公金の取り扱いについては、セミセルフレジが導入されたことに伴い来庁者に直接レジに金銭を投入してもらうことになり、職員が金銭に触れる機会は、業務開始時の釣銭準備、業務終了時の売上確認、翌朝の出納室への移動、釣銭補充の機会に限定され、以前に作成した金銭取扱マニュアルに基づいた運用をしているとのことであったため、引き続きマニュアルを遵守の上、公金を取り扱われたたい。

#### **【賦課徴収事務の委託について】**

賦課徴収事務については、毎年12月下旬頃から各々の会社から給与報告書が役場に送付されてきて確定申告が始まる二月中旬までには、500件もの給与報告書を一件ずつ職員がシステムに入力することになり、他の日常業務にも支障が生じており、昨年では43時間の超過勤務が発生していることから、今年度より入力事務を業者に委託すると伺っている。なお、費用については、一件200円で処理件数が約500件で10万円、システムのセットアップ及びデータ媒体の作成等の運用管

理費に 30 万円ということであった。給与報告書が電子対応に移行することで事務の負担軽減が想定されるが、現状は紙媒体での送付が主流であることから、来年度も予算要求をしていくということなので、職員の健康管理、健全に業務を執行してもらう上で必要な委託事業であることを予算計上の際には説明されたい。

#### 【いこいの館利用に係る社会福祉協議会との契約等について】

社会福祉協議会がいこいの館内に事務所を置く根拠については、地方自治法第 238 条の 4 の第 2 項第 4 号に、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において当該普通地方公共団体以外の者に、余裕がある部分を貸し付けることが可能であるとの規定に依るものであり、いこいの館の設置及び管理に関する条例と照らし合わせて健康促進という位置づけを加味した上で総合的に判断したと伺っている。また、元はいこいの館の倉庫であった一室に社会福祉協議会が事務所を設置されているが、条例で使用料を定めていないため無償貸し付けとするものの、水道光熱費に関しては面積按分により請求するとのことで社会福祉協議会と調整ができているとのことであった。

そうであれば、上記の理由を明記した契約書を早急に作成されたい。なお、使用料については、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例 11 条に依り減免するとの話もあったことから十分に整理されたい。また、他に健康増進を実施する事業者が来ることも考えられることから口頭での説明だけでなく、明確な線引きができるよう早急に対応されたい。いつまでも置いておく問題ではない。

#### 【四季彩祭実行委員会について】

先日開催された四季彩祭実行委員会において、令和 4 年度末に四季彩祭実行委員会を解体する旨の話をしたと伺っている。

なお、観光協会会長及び商工会会長については、欠席であったため改めて話をするとのことであったが、事務局レベルでは了解を得ており、令和 5 年度以降は事業ごとに実行委員会を立ち上げるとのことであったので、遅滞なく事務を進められたい。

以 上